は問題に入るに至つて新交渉委員の代表者資格に疑義を挟んだので、彼等は一先づ罷業して交渉の解決を豫告するや、更に新交渉委員を選擧するものあり、其間の紛擾に乘じ、十日夜の兩發電所は遂に職工全部の罷業狀態に入るの已むを得ざるに立到つた。

事件の經過に徴するに、會社職工間には勞働組合の眞諦を理解し、爲めに茲に罷業の最後手段に出でなくても交渉妥協し得るの餘地を十分存して居たに拘らず、遂に罷業の重大事を勃發せしめ、公衆の安寧を脅かしたる罪は決して輕くない。幸ひにして他に應援給電の途を存し、電車運轉に支障を生ぜざりしため、同罷業が直接に一般市民の苦痛を惹起すに至らなかつたが、只事實上市民の苦痛とならなかつたといふのみで、電力從業者の罷業そのものは何處までも社會的に重大なる關係を有してゐることを會社並に職工は痛切に感ずべきである。況んや新交渉委員九名が二箇條の要求を提出したる際に、單に資格云々を問題視して罷業の形勢を一層險惡ならしめた會社重役の態度は、不平職工の罷業責任を皆く職工に歸することを得ざる點に於て、今回の爭議に對する會社當局者の前後の矛盾した態度を暴露したものである。會社が團體交渉權については『一般の問題として之を研究すべきものにして未だ輙く之を認むることは不可能である』と言ひ乍ら、其實團體代表者を認めぬ、團體代表者の提出せる要求に對する回答を團體代表者に向つて交附してゐる。即ち會社側は之を認めざるものに向つて請求の交渉を試みてゐる譯である、一般の問題として研究すべきものなるに

を交渉談合することを拒絶したことは一面に於いて團體交渉の權利を認めざる會社の本旨に立戻つたやうであるが、他の一面に於て職工全部は新交渉委員の選擧の結果に從ふて全部が罷業を開始してゐる、是れ即ち會社が『代表者の資格無し』とせるもの、方が寧ろ眞に職工を代表し、會社が職工代表と認めたものが眞實には職工を代表して居なかつたのである。斯くて會社側は團體交渉權について二重の失態を演じてゐる。斯くの如き會社側の不誠意なる態度に對し職工が罷業を以て對抗するのは誠に一應の理由ありとしなければならぬ。何故に初めより團體交渉權を認め、其代表者が眞實に職工の意思を代表するものなるや否やについて全職工の意思を問はなかつたのか、之れを認め之れに問ひ然る後に之に對して回答を交附すれば問題は最も簡單に濟んだのである。徒らに團體交渉權を認めずといふが如き古臭き考へに囚へられた爲に、一公益事業に重大なる支障を生ぜしめた罪の一半は、當然會社側の責任に歸すべきものである。殊に今回の如き問題を生じた後の大龜については、將來更に同一の問題が起る可能性がある、此の際速かに團體交渉權を認め、時々委員に對して意見を發表する機會を與へるならば、平時より兩者の衝突を緩和して、從つて罷業を惹起する如き事態を發生せずに濟むことは疑ひなきところである。かの全職工解雇といふ強壓手段は、必ずや職工の生活に脅威を與へて一時的問題の解決を持來すには役立つであらうが、決して永き將來に亘り公益事業の安全を保持する所以の道では無い。次に職工側の態度についても遺憾に堪へない點が無くはない。…の助手を援…

友愛會兵庫に立つ

大龜を向ふに廻して

問題の件に就いて議した

出席者は友愛會(西尾、坂本、增田)刷子工組合(藤井)新進會(佐藤)印刷工組合(矢野)友鍛工組合(上田)の五團體の委員十名で

佐藤氏が議長となり別に傍聽者として大龜の職工や造船工などが三十名ばかり鍛冶や造船の作業服姿を並べてゐた議案と云ふのは十日突然同商會に對して從業員組合の名義で組合の印章まで押捺し堂々と「我等從業員組合は本日限り社會を脱退する」との誓状を述べた意外な脱退届が舞ひ込んで來たので此の問題に對する態度を議するのであるが奇怪なことには之に就いて當日傍聽に來てゐた從業員組合の第二次執行委員服部氏に糺したが一向そんな届を出した覺えはないと云ふ全く差出人が判明せぬいろいろ穿鑿の末之は適切り同組合の第二次委員であつた佐藤氏

次いで同會議で友愛會も大龜問題に關する對策に就いて協議する處があつたが兩同會では今回の會社の態度は飽迄も誠意なきものと見做し十日より同會は公然職工擁護の爲め兵庫に立ち一方京都神戸兩地の友愛會と提携し團體一齊に同會員の影の絶ゆるまでも極力大罷工問題の爲に鬪ふことに決し滿場の拍手裡に九時半散會した右同會の西尾氏は語る

私共は今日まで折角事を荒立てず圓滿に解決しやうと努めて來たが今日での會社の態度には遂に誠意がないから明日からは今日までの裏面の助力を止めて公然表面に立ち死力を盡して戰ふことになりました